

第十九回 参議院外務委員会会議録第八号

昭和二十九年三月十五日(月曜日)午後
一時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 佐藤 尚武君
理事 伊能君

團 曾祢 篤君

古池 信三君
西郷 吉之助君
杉原 荒太君
羽生 三上君
加藤 シヅエ君
鶴見 祐輔君

政府委員
外務政務次官 小瀧 檜君
外務大臣官房長 松井 明君

事務局側
常任委員 神田要太郎君

本日の会議に付した事件

○本委員会の運営に関する件

○日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求める件

(内閣提出、衆議院送付)

○第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求める件(内閣提出、衆議院送付)

○外務省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求める件

(内閣提出、衆議院送付)
○日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求める件(内閣送付)

○委員長(佐藤尚武君) 只今より外務委員会を開きます。議事に入る前に十二日における委員長及び理事の打合会の結果について御報告いたします。お手元にお配りいたしましたM.S.A.関係四件に関する審議の日程表を御覧願います。この表にあります通りに、衆議院では三月二十四日に討論採決、二十五日に本会議上程という予定になります。そこで理事打合会でそういう事実と睨み合せまして、参議院の外務委員会としては二十三日に政府から提案理由の説明を求ることにいたしました。そして二十四日、二十五日の間は大臣たちが衆議院のほうにとられることを予想いたしましてその両日を公聴会に充てたわけございます。そうして本格的に審議を始めますのは三月の二十六日に総理に対する総括質疑から入りますして、そして二十七、二十九、三十、三十一日、この四日間を総括質疑に充てることにいたしました。そして四月の一日に連合委員会を開き、二日、三日とこの二日間を逐条審議に充てまして、そうして五日、月曜日に委員会の討論採決、六日本会議

上程、こういう日程に一応とりきめたわけでございます。なおその表の備考にありますように、総括質疑は一名一時間、但し委員長及び自由党四名相当分を除く、こういうことにして時間を縛つてみたでございますが、この総括質問に四日を要する勘定になりまして正確に申しますと三日半でございます。それから総理に対する質疑は一名三十分といな

ます。但し委員長及び自由党六名相当分を除くということにいたしまして、そうして一日これを仕上げてしまうということにいたしております。公聴会につきましては憲法三名、国際法二名、経済産業界三名、軍事技術専門家二名、こういうことにいたしまして、十六日の火曜日までに各党から推薦者を提出して頂くということに申合せました。備考(II)は衆議院における模様でござります。こういうことに一応とりきめておりますので、本会議上程は四月の六日になりました。

ところでこれは外務政務次官からお話をあるかと存じますけれども、政府のほうではできるだけこれを早くあげて頂きたいということを要望しておりますのは、だん^一理由を聞いてみますと下田条約局長から特に説明を求めて成るべく早く総合せがやれるならやつて行きたい。こういつたようなことを

ました結果そういう事実がわかつて来ましたようなわけであります。つきましてはこの日曜我々のほうは二日休むことになしておられますのが、これは皆さ

ん方と御協議によつてきまることでありますが、いかがございましょうか。この日程通りに参りましたよ

身に対するお立場というものはおののおのありますようが、それと審議とは又別個の問題だと思いますので、まあこの原案通りお進め頂いてはいかがかと思ひます。

ので、インドネシアと日本国との国交回復について速かなる対策をも含せて考えられることを希望いたしまして、本協定の承認を求める件に賛成いたします。

それから本院規則第七十二条により
委員長が議院に提出する報告書につき
多数意見者の署名を付することになつた
ておりますから、本案を可としたか
たは順次御署名を願います。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは前例により委員長に御一貫頂く所です。

あつせんをしてもらとか仕事を取扱つてもらいまして費用を要したような場合には、それを埋合せをすると、いよいよな意味で謝礼金のようなものを出すことになつておりますので、本年中は三百数十万円をそのほうへ見積りつけて

卷之三

ございましょう。一應衆議院がこの日程通りに進行するものとして、当委員会においてもこの日程によつて進行する予定として一應御採択を願う。こう

だ國交も回復せず、その國交の回復がない理由といたしまして賠償問題が一番そこに横たわつていて重要な問題となつておりますが、少くとも両国政府

西郷吉之助
加藤シヅエ
杉原 荒太
羽生 三七

本院規則第七十二条により委員長が議院に提出する報告書につき多數意見書の署名を付することになつております。するから、本案を可とせられたかたは賛成票を下す頃へ、といたします。

○加藤シヅエ君 任期というものはありますか、月給といふような意味は差上げないことにいたしておりりますが、月給といふような意味は差上げないことにいたしておりります。

して衆議院における議事の進行ぶり乃至
至は參議院における本会議の模様によ
つて又改めて御相談申上げる、狂いが
あれば又御相談申上げる、こういうこ
とにそれではお願ひいたします。

る協定が成立いたし、将来において賠償問題の解決をいたし、次いで国交が回復するという方向に進んでおりますことは、私どもとして非常に喜ばしいことでありまして本協定に賛成いたしました。

委員長(佐藤武秀) 次に 第二回
世界大戦の影響を受けた工業所有権の
保護に関する日本国とデンマークとの
間の協定の締結について承認を求める
の件を議題をいたします。

			多數意見者署名
		西鄉吉之助	
	鶴見		
	杉原	祐輔	
羽生	荒太		
三七			
		樋原	茂嘉
		曾祢	
		益	
	團		
		伊能	
	加藤シヅエ		

特別の支障のない限り終生お願いをしておくと、こういうことになるのでござりますか。

○委員長(佐藤尚武君) では日程に入りまして先ず、日本国とインドネシア共和国との間の沈没船舶引揚に関する

○委員長(佐藤尚武君) ほかに御発言はございませんか。……ほかに御意見もないようでありますから討論は終結したものと認めて御異議ございません

〔別に御異議申たし。」
まするから、質疑はないものと認めて
御異議ございませんか。

中間財効率の統計についても質問を
めるの件を議題といたします。御質疑
のあるかたは御発言をお願いいたしま
す。……別に御発言もないようであり
まするから、質疑はないものと認めて
御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(佐藤尚武君) それでは討論は終結したものと認めます。これより採決に入ります。

認めます。ではこれより討論に入ります。御意見のあるかたはそれ／＼贅否を明らかにしてお述べを願います。同時に御発言はございませんか。別に御発言はないようでありますから、討論

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（佐藤尚武君） 御異議ないものと認めます。これより討論に入ります。御意見のあるかたはそれく賛否

件を承認することに賛成のかたの挙手
を求めます。

○委員長(佐藤尚武君) それでは討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○羽生三七君 私はこの日本国とイギリスネシア共和国との沈船引揚に関する協定については賛成であります。ただたゞ政府に希望を求めることは、これは本協定は餓くまで中間的なものでありますので、賠償問題の根本をなす協定を速かに確立し、又同時にまだ国交はインドネシアとは開始されておりません

○委員長(佐藤尚武君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならないことになつておりますが、これは前例の通り委員長に御一任を願います。

は終局したものと認めます。
これより採決に入ります。本件について採決をいたします。本件を承認することに賛成のかたの挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤尚武君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

が、原則としたしまして任期といふのは設けておらないのであります。○加藤シヅエ君 そういたしますと、その任命されたかたは、やはり俸給もらうわけございませんね。

○政府委員(小瀬敬君) まあ名譽領は名前の示すごとく名譽職の意味もつておりますて、俸給は日本では出ないことになつております。但し何

こうして差支えない場合は子の任命を認めるというような場合もある次第でござります。

○政府委員(小瀧彬君) 現にいろいろの申出がござりますが、日本と外交関係のあります国は大公使もおりまするので、いろいろすでに大公使館からも申出がございます。直接申出をおるものでございますが、この大公使を通じて言つて来たのに対し、外務省では外務人事審議会といふものを持つておりますので、この審議会で御審議を願つて、そうして在外公館の推薦の選考もいたして取扱いを終了しました。と認めめて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤尚武君) 質疑は終了したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のあるかたはそれく賛否を明らかにして述べて頂きます。

○加藤シヅエ君 私はこの外務省設置法等の一部を改正する法律案に賛成するものでござりますけれども、特に関係当局に一言お願ひいたしておきたいのは、この在外公館の活動の事務といふものは非常に重要なものでございまして、今日の日本國のあり方というようなものを率直にそこで代表しなければならない場合がたくさんあると思うのでございますが、その場合に、私が数少いところではございますが、外國を旅行して参りますと、ややもすると日本帝國といふようなものを背負つていらっしゃるのでした。いかがでしょうか。

○委員長(佐藤尚武君) はかに御癡言
はございませんか。

別に御癡言もないようであります
から討論は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないと
認めます。それではこれより採決に入
ります。

本案を原案通り可決することに賛成
のかたの挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤尚武君) 全会一致であ
ります。よつて本案は原案通り可決す
べきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報
告の内容は本院規則第二百四条によつて
あらかじめ多数意見者の承認を経なければ
ならぬことになります。

が、これは先例通り委員長に御一任願
います。

本院規則第七十二条により、委員長
の議院に提出する報告書につき、多数
意見者の署名を付することになつてお
りますから、本案を可とされたかたは
順次御署名を願います。

○委員長(佐藤尚武君) 次に、国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求める件を議題いたします。質疑のあるかたは御発言を願います。……別に御発言もないようありますから、本件については、本日いかがでございましょうか質疑を終了して採決まで取違んで差支えありませんか。別段の質疑もないようではありますからお尋ねするわけですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤尚武君) それでは質疑もないようではありますからして、本件に関しまして質疑はこれで終了したとの認めます。

○杉原荒太君 ちよつと、まだ採決する時期じゃないのですね。

○委員長(佐藤尚武君) 今採決をしても差支えないかということをお諮りしたのでありますが……。

○杉原荒太君 今ですか。

○委員長(佐藤尚武君) 今質疑は終了しかかつたところでありますけれども、おありでありますならばどうぞ。

○杉原荒太君 それではちよつと、大体の外務省のほうのお考えをお尋ねします。それは丁度これに多少関連がありますからお尋ねいたします。仲裁裁判とか国際司法裁判所に対する提訴と、いうようなこと、これは極く一般的に抽象的に考えれば、普通の外交手段で解決ができない場合、問題の性質によつてそういう手段に訴えるということ

は一つは合理的だというふうに考えられるわけです。けれどもそういういたる種の公式的な考え方でなくて現実に具体的に問題を仲裁裁判に付するとか国際裁判に付するということは、非常な慎重を要することだと思います。余りそれを公式のほうに則り過ぎて行くようなことがあつたら私非常に危険がありやせんかと思つてゐる。今私は具体的な問題に関連せしめて御質問をすると答えていくと思いますけれども、その辺のところを外務省のほうでいろいろ六問題を仲裁裁判とか或いは国際司法裁判、それをするについての利害得失、それを実際的な見地から一體裁判は誰がするのだということ、今までの日本が現実に今までになめた苦い経験というものがあるので、これを私は仲裁裁判の現実の問題として、それを付すべきかどうかということについては非常に慎重に慎重を期さなければならないと思うのです。そういう点について何かいろいろな問題を普通の外交手段で解決できない場合においては、問題によつては仲裁裁判を持つて行くんだというようなことを一般的な方針としてとるということは、私はそこに非常に考えなければならない点があると思うのですが、その点を外務省はどういう考え方で仲裁裁判、国際裁判といふものに対する処理をお考えになつておりますか。

れども、そうでなくて三人委員会によつてかいろいろこの仲裁の方式をきめたものもあることは、杉原君自身御承知の通りであります。ただ今回の場合につきましては、具体的には長い間交渉もいたしましたアラフア海の真珠貝採取業に関しまして、豪州側との大体の話も進行いたしまして、双方がこれに付記するということで話合がついたということは、実は今度の特に司法裁判所規程に参加するに至つた実際上の経過でございますが、併しこれはこうした方式をあらゆる問題に適用しようというのではなくして、今度の事件が特にこうした司法裁判所に付託するのに適した性質のものであり、又これまでの経過に鑑み、この措置をとろうといふことになつたわけでありまして、今後もこの司法裁判所に参加したからといって、すぐ国際司法裁判所のほうへこの問題を持つて行くというような考え方ではなくして、付託するにつきましては十分慎重に考慮をいたしたいと、いうふうに考えている次第であります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤尚武君) それでは討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。本件について採決をいたします。本件を承認することに賛成のかたの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(佐藤尚武君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは前例通り委員長に御一任を願います。それから本院規則第七十二条により、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を付すことになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

(多数意見者署名)

西郷吉之助	梶原茂嘉
古池信三	加藤シヅエ
曾祢益	杉原荒太
團伊能	羽生三七

○委員長(佐藤尚武君) 次に日程の最後の案件であります、日本国とアメリカ合衆国との間の國際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求める件を議題といたします。質疑のあるかたは御発言を願います。……御質疑がない模様でありまするが、本日はこの程度で質疑を打切ることにいたしたいと思いますが、「異議なし」と呼ぶ者あり)まだ予備審査の議題でありまするので、次回再び本件に關し

まして質疑に入つて頂くことにいたします。

それでは次回は定期通り木曜日に開きたいと思いますが、万一 MSA 関係の問題がそのときまでに本会議に上程されないというような非常な事態でも起きましたならば又御相談をしなければならんと思います。同時に本会議にそれらの案件が上程されましてから

この次のこの委員会を開いたほうがいりいろな問題について御相談をいたすのに都合がいいかと思いますので、万一本会議の日程が狂いまして、この木曜日の委員会に間に合わないというようなことがありましたならば、或いは金曜日に振替えて頂くというようなこともお願いしなければならんかと思いまが、あらかじめそれをお含みおき下さいまして、今日は一応次回の会議を木曜日にすると、ということにきめておいて頂きたいと思います。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

以上申上げました通りに或いは木曜日に変るということがないとも限りませんから、あらかじめお含みおきを願いまして本日はこれまで外務委員会を散会いたします。

午後二時三十三分散会
第四六〇号 昭和二十九年二月二十
五日受理
海外抑留同胞引揚等に関する陳情
陳情者 東京都議會議長 佐々木恒司

三月十一 日本委員会に左の事件を付託された。
一、外務省設置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託
は二月二十七日)

三月十三日本委員会に左の事件を付託された。
一、海外抑留同胞引揚促進に関する請願(第一六三四号)

一、海外抑留同胞引揚等に関する陳情(第四六〇号)

第一六三四号 昭和二十九年二月二
十五日受理

海外抑留同胞引揚促進に關する請願
請願者 東京都千代田区神田二
ノ二東方学会ビル内
島立 広次

紹介議員 高良 とみ君

引揚問題の全般的解決を図るため独立国としての当然の責任において抑留当事国に対し具体的引揚交渉を実施されるとともに一方的に打ち切られた中共からの引揚再開のため当面の措置として中国紅十字会代表の招請、(三)調査事務の強化及びこれに伴う必要経費の確保。(四)政府の一方的推定に基づく死亡処理の中止撤回、(五)南方各地区及び南朝鮮等における残留者の調査、引揚推進等抜本的努力を払われたとの請願。

とともに留守家族の援護についても十分の措置を講ぜられたいとの陳情。